

令和6年度 総務常任委員会 行政視察報告書

1 視察日時

令和6年5月16日（木曜日）～5月17日（金曜日）

2 視察場所・項目

①京都府京都市

・宿泊税について

②兵庫県姫路市

・DX推進の取り組みについて

3 参加委員

委員長	毎田潤子	副委員長	斎藤哲
委員	末益隆志	委員	一瀬健二
委員	川野辺則章	委員	広田尚大
委員	田村李瑠		

■京都府京都市 宿泊税について

①市勢

1. 人口	1,436,247人（男：678,096人 女：758,151人）	R 6.4.1 現在
2. 世帯数	746,014世帯	
3. 面 積	827.83 km ²	
4. 予算額	951,393,000千円（令和6年度一般会計予算）	
5. 議員数	67人（定数67人）	

②視察概要

京都市では、平成28年3月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第2ステージにおいて、市民の安全・安心な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特別の財源に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図っていくとし、そのためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことも重要であることから、「入洛客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討していくこととした。

平成28年8月には税やまちづくりに関する有識者、市民公募委員も参加した「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」が設置され、誰もが「京都に住んでいてよかったです、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じられる「まちづくり」を一層進めていくため、新たな財源のあり方について様々な角度から議論が行われた。

関係者ヒアリングやパブリックコメントでの意見も踏まえ、約1年にわたる議論により宿泊税の創設を提案する答申が取りまとめられ、平成29年8月に検討委員会から京都市に答申が提出された。

その後、平成29年9月の京都市会において、京都市宿泊税条例案が提案され、同年11月2日に付帯決議が付されて可決された。

条例案の可決後は総務大臣との協議が進められ、平成30年3月1日に京都市宿泊税条例を公布し、同年10月1日から宿泊税の課税が開始されている。

付帯決議

1. 税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊をはじめ違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。
2. 宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。
3. 宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び用途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。
4. 簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。
5. 日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。

6. 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の1年6箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

宿泊税の目的

国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的としている。

納税義務者

宿泊税の納税義務者は、ホテル、旅館、簡易宿所等のほか、いわゆる違法民泊等への宿泊者も含めた、すべての宿泊者とする。

課税免除

次に掲げる者に対しては、宿泊税を課さないこととする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)の児童、生徒又は学生で、当該学校が主催する修学旅行その他学校行事に参加しているもの及びその引率者
- (2) 次に掲げる施設の満3歳以上の幼児で、当該施設が主催する行事(当該施設全体又は3月31日における年齢で区分した集団ごとで実施されるものに限る。)に参加しているもの及びその引率者
- ア 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園
- ウ 児童福祉法第6条の3各項に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う施設

税率

宿泊税の税率は、宿泊者1人1泊につき、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

宿泊料金が20,000円未満である場合	200円
宿泊料金が20,000円以上50,000円未満である場合	500円
宿泊料金が50,000円以上である場合	1,000円

徴収の方法

特別徴収の方法(地方公共団体以外の方に地方税を徴収していただく方法)によることとする。

特別徴収義務者

旅館業又は住宅宿泊事業を営む方とする。

納入方法

原則として、宿泊税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、必要な事項を記載した納入申告書を市長に提出するとともに、その申告した納入金を納入書により納入しなければならないこととする。

質疑応答

Q. 納期限を過ぎてからの納入はどのぐらいの割合か。

A. 2割ぐらいが遅れている。市から支出している宿泊事業者への補助金(申告納入金額の2.5%で上限200万円)は期限内の申告納入に限られているため、ある程度の実効性が担保されていると考えている。

Q. 平成29年11月に宿泊税の条例案が可決された際に反対はあったか。

A. 共産党員のみが反対した。

Q. 宿泊税導入によって税収が増えたことで、何か変化はあったか。

A. 観光振興事業費が倍増し、これまで断念していた事業などにも着手できるようになった。

Q. 観光業や宿泊業への影響はどうか。

A. 宿泊税の導入により観光客に快適に過ごしていただける環境作りが進んだので、その点は一定の評価をいただけており、良い影響が出ている。

Q. 条例施行後5年ごとに、条例の見直しを図るとした理由は。

A. 総務省の通知により法定外目的税は5年ごとに見直しをすることとされており、他市の状況も参考として5年ごとの見直しとした。

Q. 宿泊しない観光者への課税は検討したのか。

A. 宿泊税の導入を検討する際には、市内の駐車場利用者についても課税するかが議論になったが、宿泊税のみの導入にとどめた。

Q. 宿泊税導入時にネガティブな意見はあったか。

A. 低額で宿泊料金を設定している小規模事業者からは、宿泊料金に対する宿泊税の割合が高くなるとのことで不満の声があった。



■兵庫県姫路市:DX推進の取り組みについて

①市勢

1. 人口	520,064人（男：251,409人 女：268,655人）	R6.4.1現在
2. 世帯数	230,061世帯	
3. 面積	534.35 km ²	
4. 予算額	236,100,000千円（令和6年度一般会計予算）	
5. 議員数	45人（定数45人）	

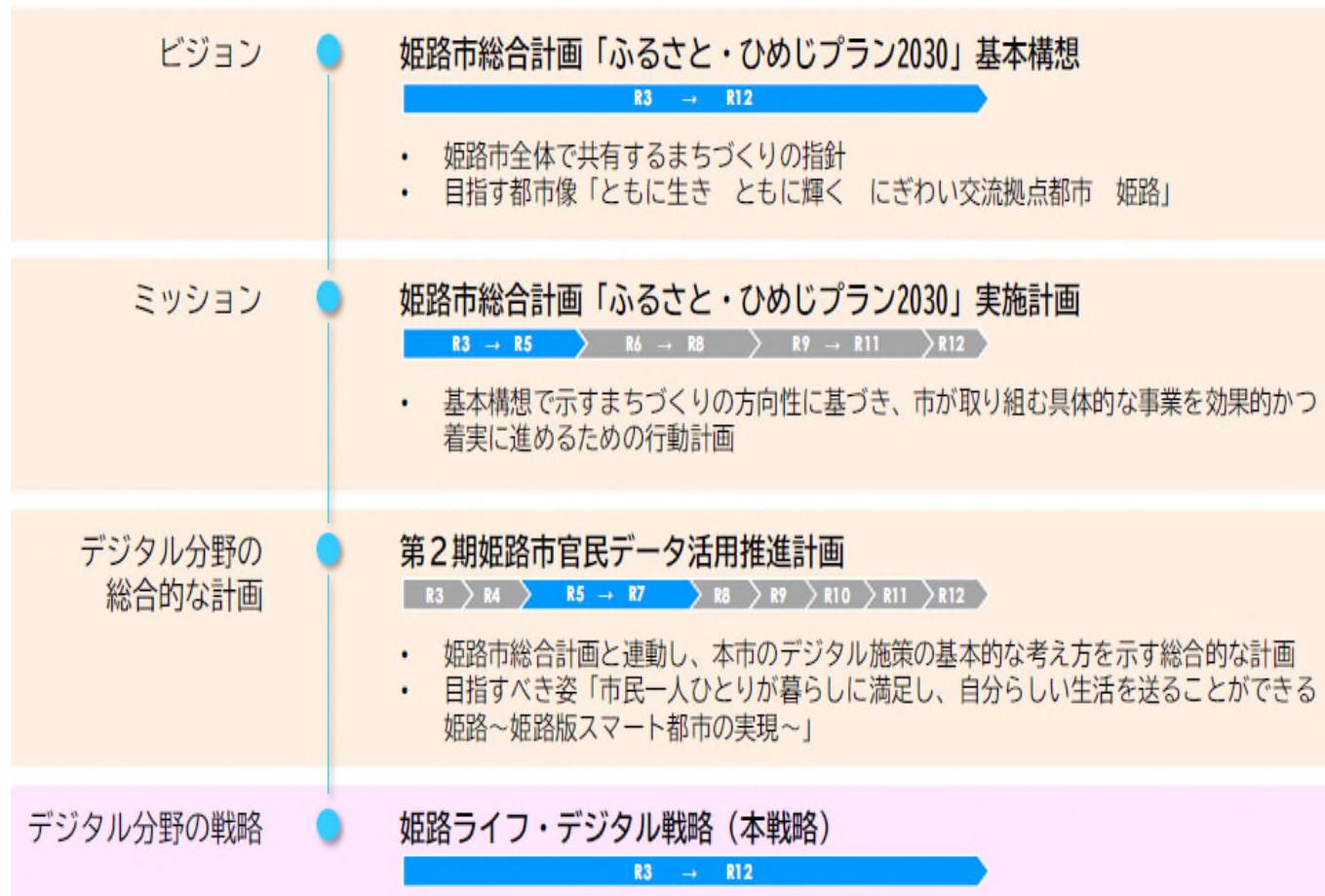
②視察概要

近年、スマートフォンの普及、I o Tの発展や通信ネットワークの高速化・大容量化などに見られるI C Tの著しい進歩・普及により、個人や事業者等が、文字情報だけでなく、音声、画像・映像データ、位置情報、センサー情報などの情報をリアルタイムに蓄積、送受信できるようになりました。これらの多様かつ大量のデータ流通は、私たちの暮らしのあり方だけでなく、健康・医療、防災、教育等、様々な場面で大きな変化をもたらしています。さらに、A Iをはじめとする先進技術が大きく発展したことにより、大量のデータの様々な分析が可能になり、新たな価値が創出され、社会にこれまで以上の変革をもたらしています。

こうした状況にあって行政においては、多種多様化する市民ニーズにきめ細かく対応し、新たなライフスタイルや地域課題の解決に対応していくためには、A Iなどの先進技術の進展を踏まえた、データの利活用を適正かつ効果的に推進することがますます重要となっています。

姫路市ではデジタル政策の方向性を示す総合的な計画である「第2期姫路市官民データ活用推進計画」を令和5年3月に策定しました。本計画では、姫路市のデジタル施策を体系的に推進し、データ利活用環境の整備の促進を図ることにより、市民及び事業者等における利便性の向上や地域課題の解決、行政における事務負担の軽減等に寄与するとともに、本計画に基づく取組を推進することで得られるデータを利活用することにより、客観的根拠に基づいた効果的な政策立案、いわゆるE B P Mの推進を目的としています。

また、第2期姫路市官民データ活用推進計画の推進力を高め、デジタル化の加速を図るため、「姫路ライフ・デジタル戦略」を策定し、取組の分析・評価を行いながら、スピーディーかつ柔軟に課題解決を積み上げていくことができるよう、適宜アップデートを行うこととしています。



姫路市におけるDX推進の主な取組

1. 行政サービスのデジタル化に係る主な施策

行政手続のオンライン化・デジタル化の推進

- ・オンライン手続ポータルサイト等の電子申請システムの充実
- ・電子契約システムの導入

窓口サービスのオンライン化・デジタル化の推進

- ・ワンストップサービス、キャッシュレス決済の展開
- ・遠隔行政窓口（オンライン相談・手続窓口）の拡大
- ・ペーパレス窓口の導入

マイナンバーカードの多目的利用の推進

- ・自治体ポイント等の推進
- ・マイナンバーカード認証に対応した市民アプリの充実
- ・市発行カードのマイナンバへ一体化（民カード化）の推進

2. 暮らしのデジタル化に係る主な施策

データ利活用の推進

- ・オープンデータの推進
- ・行政情報分析基盤の充実

パーソナルデータを活用した新たなサービスの創出

- ・都市O S（データ連携基盤）の構築
- ・マイナンバーカード認証に対応した市民アプリの充実

健康・医療・介護、こども、防災 等分野のデジタル化

- ・(健康) データ活用による生活習慣病重症化予防の研究
 - ・(医療) 医療情報連携の調査研究
 - ・(介護) 介護予防事業での自治体ポイント等の活用
 - ・(こども) 市民による子育て支援データの充実
 - ・(こども) 妊婦健診・乳幼児健診のデジタル化
 - ・(こども) 子育て支援アプリ(母子健康手帳アプリ)の導入
 - ・(防災等) 災害時要援護者支援事業へのG I Sの活用
 - ・(防災等) 消防指令業務A I 支援システムの機能拡充
 - ・(防災等) マイナンバーカードによる避難所の避難者把握実証の実施
- デジタル化による教育・学びの充実
- ・オンライン学習の充実、個別最適化学習の推進
 - ・教育I C T環境の充実
- 情報発信基盤の強化
- ・市公式ホームページのリニューアル
 - ・市民アプリによるプッシュ型通知機能の導入

3. 産業のデジタル化に係る主な施策

ゼロカーボンシティの推進

- ・大学等との連携による都市地域炭素マッピングの研究
- ・環境学習デジタルコンテンツの作成
- ・事業所向けの「排出量可視化ツール」の導入支援
- ・検索/予約/決済等を一括で行うM a a Sの導入

中小企業のデジタル化支援

- ・ものづくりI T化推進事業(補助金) <製造業対象>の推進
- ・中小企業者向けデジタル化推進セミナー等の開催

観光分野のデジタル化

- ・AR等を活用した観光事業の展開
- ・観光オンラインツアーやの推進
- ・デジタルガイドブックの導入
- ・検索/予約/決済等を一括で行うM a a Sの導入

農業分野のデジタル化

- ・遠隔操作によるスマート市民農園の展開
- ・アグリテック甲子園事業の拡大
- ・農業版S T E A M教育の推進

4. デジタル社会を支えるシステム・技術に係る主な施策

自治体情報システムの標準化・共通化と業務の見直し(B P R)の推進

- ・基幹業務システムの標準化、共通化のためのB P R
- ・ガバメントクラウドの活用の検討

行政のワークスタイルの変革による業務効率化

- ・ペーパレス化の推進とオフィススペースの有効活用
- ・A I - O C R、R P A、ノーコード・ローコードなどの業務を効率化する

ツールやデジタル機器の拡充

- ・テレワーク環境の充実
- ・今後の発展したデジタル社会に必要な技術の研究開発・実証
- ・動画の画像解析による動態調査の実証実施
- ・I o T 、A I 、メタバース・デジタルツイン、ブロックチェーン、N F T などの活用研究と実証実施

5. 地域資源を豊かにするデジタル活用に係る主な施策

人・物の移動におけるデジタル活用

- ・A I を活用したオンデマンド型バスの調査研究・実証
- ・A I 顔認証技術を活用したバス福祉乗車の調査研究・実証
- ・ドローンを活用した日用品等配送の調査研究・実証
- ・検索 / 予約 / 決済等を一括で行うM a a S の導入

地域の活力向上支援・地域デジタル人材の育成

- ・公民館の公衆無線L A N (W i - F i) 整備
- ・地域コミュニティ活動における電子回覧板やオンライン会議環境の導入検討
- ・民間事業者等と連携した地域デジタル人材の育成

デジタルデバイド対策

- ・マイナンバーカードに対応した行政サービス利用端末の充実
- ・公民館等のデジタル講座の促進

新たなライフスタイルへの転換の支援

- ・企業等におけるテレワーク環境整備の促進
- ・官民共創によるワーケーション環境の充実促進
- ・シェアリングエコノミーの推進（個人、企業、行政等の資産の利用促進の検討等）

質疑応答

Q. オーソドックスな人事評価と連携し、デジタル人材として特別な評価を行っているか。

A. 行っていない。

Q. 姫路市官民データ活用推進計画の推進にあたり、議会との絡みはあるのか。

A. 特にない。

Q. 庁内D X相談窓口は誰が運用しているのか。

A. 窓口の運営はデジタル戦略本部が担当し、ヒアリングの実施やソリューションの検討の過程でデジタルマネージャーに関与していただいている。

Q. A I チャットボットは何を使用しているか。

A. 過去は兵庫県の企業であるC A M E L株式会社が提供する「E d i a 」を使用していた。現在はL I N E の追加機能で運用している。

Q. A I チャットボットに登録したQ & Aはゼロから作成したのか。

A. 開始当初はベンダーがある程度の回答を用意してくれた。それでカバーできない部分については、自治体独自のQ & Aとして回答を設定した。



※ 本報告書は、京都市・姫路市よりご提供いただいた資料及び各市で管理されているホームページ等の情報を基に作成しています。